

(別記様式第1号)

| | |
|--------|-------------|
| 計画作成年度 | 令和5年度 |
| 計画変更年度 | |
| 計画主体 | 嘉麻市、飯塚市、桂川町 |

嘉飯桂地区鳥獣被害防止計画

<代表連絡先(事務局)>

令和6年度
担当部署名 嘉麻市役所 農林振興課
所在地 福岡県嘉麻市岩崎1180番地1
電話番号 0948-42-7466 (直通)
FAX番号 0948-42-7095
メールアドレス nosei@city.kama.lg.jp

令和7年度
担当部署名 桂川町役場 産業振興課
所在地 福岡県嘉穂郡桂川町大字土居424番地1
電話番号 0948-65-1106 (直通)
FAX番号 0948-65-3424
メールアドレス norin@town.keisen.lg.jp

令和8年度
担当部署名 飯塚市役所 農林振興課
所在地 福岡県飯塚市新立岩5番5号
電話番号 0948-22-5500 (代表)
FAX番号 0948-22-6062
メールアドレス nourin@city.iizuka.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|------------------------------------|
| 対象鳥獣 | カラス類、ドバト、スズメ、イノシシ、シカ、アライグマ、アナグマ、テン |
| 計画期間 | 令和6年度～令和8年度 |
| 対象地域 | 福岡県嘉麻市、飯塚市及び桂川町全域 |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和4年度)

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | | |
|-------|----------|-----------|----------|
| | 品 目 | 被害数値 | |
| | | 被害金額 | 被害面積 |
| カラス類 | 果 樹 | - 千円 | - ha |
| | 計 | 0 千円 | 0 ha |
| ドバト | 豆 類 | 19 千円 | 0.10 ha |
| | 計 | 19 千円 | 0.10 ha |
| スズメ | 水 稻 | 108 千円 | 0.10 ha |
| | 計 | 108 千円 | 0.10 ha |
| イノシシ | 水 稻 | 9,005 千円 | 8.60 ha |
| | 豆 類 | 309 千円 | 1.60 ha |
| | その他 | - 千円 | - ha |
| | 計 | 9,314 千円 | 10.20 ha |
| シカ | 水 稻 | 770 千円 | 0.73 ha |
| | 豆 類 | 83 千円 | 0.43 ha |
| | 麦 類 | 30 千円 | 0.10 ha |
| | ス ギ | 2,637 千円 | 2.10 ha |
| | ヒノキ | - 千円 | - ha |
| 計 | 3,520 千円 | 3.36 ha | |
| アライグマ | 野 菜 | 3,880 千円 | 0.10 ha |
| | 計 | 3,880 千円 | 0.10 ha |
| アナグマ | 野 菜 | 1,940 千円 | 0.05 ha |
| | 計 | 1,940 千円 | 0.05 ha |
| テン | - | - 千円 | - ha |
| | 計 | 0 千円 | 0.00 ha |
| 合 計 | | 18,781 千円 | 13.91 ha |

(2) 被害の傾向

カラスについては、数字に表わすような農作物被害は出ていないが、果樹で恒常的に被害を受けている。
 ドバトについては、秋ごろ特に大豆が被害を受けている。
 スズメについては、水稻の実が入り始める夏場以降に被害が集中している。
 イノシシ及びシカについては、年間を通じて水稻や豆類等の農作物被害が出ており、更にシカについては、ヒノキ等に対する林業被害も多く発生している。
 アライグマについては、屋根裏や納屋へ侵入するなどの生活被害が出ている。
 アナグマについては、冬から春にかけてはイチゴに被害が出ている。
 テンについては、数字に表すような農作物被害は出ていないが、ごみを荒らすなどの生活被害が出ている。

(3) 被害の軽減目標

| 鳥獣名 | 指標 | 現状値 (令和4年度) | 目標値 (令和8年度) |
|-------|------|-------------|-------------|
| カラス類 | 被害金額 | - 千円 | - 千円 |
| | 被害面積 | - ha | - ha |
| ドバト | 被害金額 | 19 千円 | 13 千円 |
| | 被害面積 | 0.10 ha | 0.07 ha |
| スズメ | 被害金額 | 108 千円 | 76 千円 |
| | 被害面積 | 0.10 ha | 0.07 ha |
| イノシシ | 被害金額 | 9,314 千円 | 6,520 千円 |
| | 被害面積 | 10.20 ha | 7.14 ha |
| シカ | 被害金額 | 3,520 千円 | 2,464 千円 |
| | 被害面積 | 3.36 ha | 2.35 ha |
| アライグマ | 被害金額 | 3,880 千円 | 2,716 千円 |
| | 被害面積 | 0.10 ha | 0.07 ha |
| アナグマ | 被害金額 | 1,940 千円 | 1,358 千円 |
| | 被害面積 | 0.05 ha | 0.04 ha |
| テン | 被害金額 | - 千円 | - 千円 |
| | 被害面積 | - ha | - ha |

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|---------------|---|---|
| 捕獲等に関する取組 | 捕獲等を地元猟友会と連携している。 捕獲従事者の育成・確保 ・ 狩猟免許取得助成 ・ ハンター保険料助成 捕獲方法は以下のとおり ・ カラス、イノシシ、シカ、アナグマ、アライグマ、テン…銃器、わな ・ ドバト、スズメ…銃器 | 実施隊を設置しているが、一部連絡体制が整っていない等の理由により、捕獲等への対応が遅れている。 捕獲した鳥獣の有効活用が出来ていない。 市街地等で出没した鳥獣等の対応に苦慮している。 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | 地域の防護柵管理における指導 | 地域による防護柵の管理指導の強化。 |

(5) 今後の取組方針

嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会を中心として、以下のような対策を講じる。

- ・鳥獣被害対策実施隊員をさらに活用し、捕獲等に対応する。
- ・捕獲した鳥獣等の活用方法の検討を行う。
- ・研修会等の開催により、新たな捕獲従事者の育成に寄与することで、安定的な捕獲体制の確立を図る。
- ・被害の多い地域から順次防護柵を設置し、設置した地域については地域による防護柵の適切な管理指導等により効果を高め、被害地域の住民が持つ防護の機運を推進する。
- ・被害及び成果の把握等の手法を検討する。
- ・ICTを活用した捕獲活動における運用方法を検討する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

・捕獲は猟友会員により組織した有害鳥獣捕獲員により行い、捕獲班には地域の地理及び鳥獣の生息状況に精通した者を最低1~2名程度加え、安全面に注意しながら実施する。

・各地域猟友会の共同捕獲体制について検討する。

(2) その他捕獲に関する取組

| 年 度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-----|------------------------------------|--|
| R 6 | カラス類、ドバト、スズメ、イノシシ、シカ、アライグマ、アナグマ、テン | 必要に応じて国庫事業を活用し捕獲機材を導入。効率的な捕獲計画を検討し、一斉捕獲等を実施。狩猟免許取得費用の一部助成等により捕獲従事者の育成を図る。ジビエの活用を見越した捕獲方法の検討及び情報共有。有害鳥獣の捕獲記録。 |
| R 7 | カラス類、ドバト、スズメ、イノシシ、シカ、アライグマ、アナグマ、テン | 必要に応じて国庫事業を活用し捕獲機材を導入。効率的な捕獲計画を検討し、一斉捕獲等を実施。狩猟免許取得費用の一部助成等により捕獲従事者の育成を図る。ジビエ用捕獲に関する技術の普及活動。有害鳥獣の捕獲記録。 |
| R 8 | カラス類、ドバト、スズメ、イノシシ、シカ、アライグマ、アナグマ、テン | 必要に応じて国庫事業を活用し捕獲機材を導入。効率的な捕獲計画を検討し、一斉捕獲等を実施。狩猟免許取得費用の一部助成等により捕獲従事者の育成を図る。ジビエ用捕獲に関する技術の普及活動。有害鳥獣の捕獲記録。 |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

福岡県第13次鳥獣保護管理事業計画を遵守し、過去3年間の捕獲実績、捕獲従事者や地元住民等から寄せられる被害状況及び生息状況に関する情報を基に算出。
アライグマについては、外来生物法に基づく防除の確認を受けた市町については、防除実施計画により、捕獲していく。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等（羽、頭） | | |
|-------|-------------|-------|-------|
| | R 6年度 | R 7年度 | R 8年度 |
| カラス類 | 600 | 600 | 600 |
| ドバト | 600 | 600 | 600 |
| スズメ | 400 | 400 | 400 |
| イノシシ | 3,550 | 3,550 | 3,550 |
| シカ | 4,300 | 4,300 | 4,300 |
| アライグマ | 1,080 | 1,080 | 1,080 |
| アナグマ | 450 | 450 | 450 |
| テン | 50 | 50 | 50 |

捕獲等の取組内容

捕獲従事者や地元住民等から寄せられる農作物等の被害状況を基に捕獲予定区域を決定し、銃器及びわなによる捕獲を適宜実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

特になし

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------|------|
| 特になし | 特になし |

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|------------|---------------------------------|--|--|
| | R 6年度 | R 7年度 | R 8年度 |
| イノシシ シカ | 電気柵：3,700m ワイヤーメッシュ柵：22,000m | 電気柵：15,000m ワイヤーメッシュ柵：60,000m 侵入防止ネット：1,000m | 電気柵：15,000m ワイヤーメッシュ柵：60,000m 侵入防止ネット：1,000m |

(2) その他被害防止に関する取組

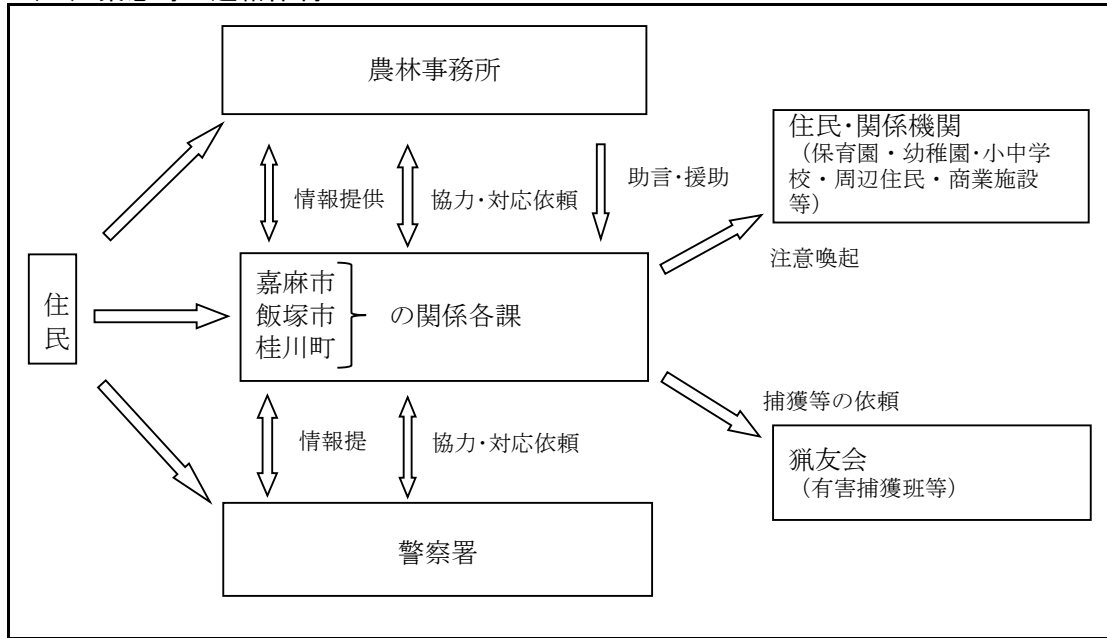
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-----|------------------------------------|--|
| R 6 | カラス類、ドバト、スズメ、イノシシ、シカ、アライグマ、アナグマ、テン | <ul style="list-style-type: none"> ・放任果樹や野菜くず等の適正管理、除去等について指導し、餌のない環境をつくる。 ・使用済みノリ網の斡旋及び防止柵設置の指導。 ・生息状況の情報収集及び被害防除対策の啓発活動。 ・侵入防止柵と緩衝帯を整備地区毎に地元で管理を行うよう協議会による管理指導を行う。 |
| R 7 | カラス類、ドバト、スズメ、イノシシ、シカ、アライグマ、アナグマ、テン | <ul style="list-style-type: none"> ・放任果樹や野菜くず等の適正管理、除去等について指導し、餌のない環境をつくる。 ・使用済みノリ網の斡旋及び防止柵設置の指導。 ・生息状況の情報収集及び被害防除対策の啓発活動。 ・侵入防止柵と緩衝帯を整備地区毎に地元で管理を行うよう協議会による管理指導を行う。 |
| R 8 | カラス類、ドバト、スズメ、イノシシ、シカ、アライグマ、アナグマ、テン | <ul style="list-style-type: none"> ・放任果樹や野菜くず等の適正管理、除去等について指導し、餌のない環境をつくる。 ・使用済みノリ網の斡旋及び防止柵設置の指導。 ・生息状況の情報収集及び被害防除対策の啓発活動。 ・侵入防止柵と緩衝帯を整備地区毎に地元で管理を行うよう協議会による管理指導を行う。 |

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産または農地に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|---|---------------------------------------|
| 嘉麻市 (防災対策課消防安全係) (環境課環境衛生係) (農林振興課農政係) | 住民及び関係機関への注意喚起・情報提供、猟友会と協力し追払い・捕獲等の実施 |
| 飯塚市 (農林振興課農林振興係) | |
| 桂川町 (産業振興課農林振興係) | |
| 嘉麻警察署 (嘉麻市) 飯塚警察署 (飯塚市) | 情報提供、住民の避難誘導等の安全確保、周辺の警戒、追払い・捕獲等の協力 |
| 嘉麻猟友会 (嘉麻市) 嘉穂飯塚猟友会 (飯塚市、桂川町) | 追払い・捕獲等の実施及び助言・指導 |
| 福岡県飯塚農林事務所農山村振興課 | 情報提供、技術的な助言及び必要な援助 |

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

カラス、ドバト、スズメ、アライグマ、アナグマ及びテンは、主に埋設や焼却処分する。
 イノシシ及びシカは、食用として適するものは衛生面に注意し捕獲者により自家消費し、それ以外については埋設又は焼却処分する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

イノシシ及びシカについては、食用として適するものは衛生面に注意し捕獲者により自家消費を行っている。今後は、ジビエとしての販売や処理施設整備等の検討を行う。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称 | 嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会 |
|--------------------------------------|------------------------------------|
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 嘉麻市役所農林振興課 飯塚市役所農林振興課 桂川町産業振興課 | 協議会事務局 被害防止計画の立案 被害状況の把握及び調査 |
| 嘉麻猟友会 嘉穂飯塚猟友会 | 鳥獣の捕獲 鳥獣捕獲の技術指導 防止計画に対する助言 |
| 福岡嘉穂農業協同組合 | 農作物被害の状況調査、防止対策指導 |
| 福岡県広域森林組合 | 林業被害の調査、林業者への被害防止対策の指導 |
| 筑豊農業共済組合 | 農作物被害の状況調査、防止対策指導 |

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|------------|----------------|
| 福岡県飯塚農林事務所 | 被害防止に関する指導及び助言 |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

猟友会員で組織した実施隊員により活動。

実施隊設置人数 (R5.12末現在)

| | | | | |
|------|-----|----|------|-----|
| ：嘉麻市 | 市職員 | 0名 | 民間隊員 | 69名 |
| 飯塚市 | 市職員 | 0名 | 民間隊員 | 15名 |
| 桂川町 | 町職員 | 1名 | 民間隊員 | 2名 |

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

地元住民の協力の基、捕獲等を推進し、被害防止体制の確立を図る。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

協議会を構成する機関は、本計画の実効性を常に高い水準に保つため、定期的な見直しに努める。また、本計画の推進のためには住民の十分な理解と協力が不可欠であるため、協議会は各方面から寄せられる被害状況及び生息状況に関する情報と、それに基づき策定された計画が共有されるよう配慮する。